

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による

追加支援に係る緊急要望

新型コロナウイルス感染症の変異株の急拡大を受けて、1都2府1県において緊急事態宣言が発出され、また7県においては、まん延防止等重点措置が出されている状況の中、全国の中核市では緊急事態宣言が発出されている地域などと同様に感染拡大防止対策や事業者支援に取り組んでいる。

また、3月26日には「緊急事態宣言地域外も含めたすべての地域の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」を中核市市長会から要望し、飲食店や関連事業者などへの支援に活用できる新たな特別枠の創設をお願いしたところである。

こうした中、4月30日の閣議において、特別枠として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」の創設が決定されたことは評価するものの、交付対象は都道府県とされている。

全国62市2,295万人の住民を抱える中核市は、保健所を有し感染症対策の中心的な役割を果たすとともに、圏域の中核都市として、飲食店をはじめ多くの中小事業者が所在している。広域的な観点で取り組む都道府県に対する支援に加え、中核市が地域の実情に応じ地域経済活動及び市民生活の維持・回復に向けて実効性のある対策を引き続き推進できるよう、下記のとおり要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）において都道府県分とは別に、中核市が地域の実情に応じた経済対策や感染拡大防止策に活用できる新たな特別枠を創設すること。

令和3年5月7日

中核市市長会